

令和4年 第3回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年3月4日(金) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	欠席	6	西川 久美
7	堀川 貴正	8	菊池 繁生	9	鎌田 長和
10	欠席	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	欠席
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	欠席				

○農地利用最適化推進委員

10番 元山 紀保委員

○出席職員

事務局長 宇都宮 久昭

事務局次長 菊池 二郎

事務局 菊池 誠晃、山口 沙織

○欠席委員

5番 菊池 英昭委員

10番 松良 公人委員

15番 山内 裕司委員

19番 柴田 紳一郎委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(所有権移転) 16件

議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(利用権設定) 41件

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出等について 9件

追加議案第18号 別段の面積の変更について 1件

追加議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(利用権設定) 7件

第4 協議・連絡事項

- ・令和3年賃借料情報について
- ・令和4年度農地利用状況調査（農地パトロール）について
- ・第4回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和4年第3回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

本日の出席委員は19名中、15名で総会成立の定足数に達しております。

欠席委員は5番「菊池 英昭委員」、10番「松良 公人委員」、15番「山内 裕司委員」、19番「柴田 紳一郎委員」の4名です。

なお、本日は推進委員から10番「元山 紀保委員」の1名に出席していただいております。

それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(大本会長挨拶)

議長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「3番、西川 久美委員」、「4番、堀川 貴正委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。
番号5、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第15号、番号5について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「5,383㎡」、外1筆、計「10,800㎡」、3条無償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は「高齢のため、息子に農地を贈与したい」。譲受人は「父の農地を譲り受け、農業経営に励みたい」であります。
譲受人の経営面積は121.2aです。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

6 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですが、高齢のために息子さん「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇に農地を贈与して後を継いでほしいとのことです。
よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号6、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号6について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「8.58 m²」、3条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「相続した畑であるが、遠方に居住しており管理できないため売却する」。譲受人は「農地を購入して自家用野菜などを栽培したい」であります。

譲受人の経営面積は71.5aです。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

推進委員

10番

「〇〇〇〇」さん、現在〇〇〇〇に住んでおられます。以前は親と一緒にそこに住んでいましたけど、今空き家状態になっておりまして、これを近所の「〇〇〇〇」さんが譲り受けるということで、そこに農地がありまして、その農地で野菜などを作りたいということです。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号7、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号7について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「388 m²」、外11筆、計「17,500 m²」、3条賃貸借です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「高齢のため、娘婿に農地を貸し付けたい」。譲受人は「農業経営を行いたいので、農地を借り受けたい」であります。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0a」となっていますが、今回借入れる農地が約「175a」あることから、下限面積に問題はありません。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

18番 譲渡人の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇です。譲受人の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、今〇〇〇〇の〇〇〇〇の方から毎日通って農作業をしております。昨年ぐらいからは〇〇〇〇の〇〇〇〇もされて精力的にやっておりますので何ら問題は無いと思います。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 16 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程致します。
番号 13、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 16 号について説明します。
番号 13、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「504 m²」外 1 筆、計「1,106 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「200.8 a」、価格「〇〇〇〇
〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

1 番 買う方の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇もされて面積を増やすという
ことで、すごく熱心な方です。「〇〇〇〇」さんは高齢で、体が不自
由になっているとのことで、2 人で話し合いをしていただいて、売買
をすることになりました。
よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 14、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 14、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,517 m²」外 1 筆、計「3,964 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「140.4 a」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

7 番 売り手の「〇〇〇〇」さん、数年前から高齢で作業できなくて、買い手の「〇〇〇〇」さんがずっと耕作しています。今回、売買をしようという話となりました。
以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 15、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 15、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「563 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「399.2 a」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんは高齢で農地を手放したい。「〇〇〇〇」さんはご高齢にもかかわらず経営移譲する若い男の子が見つかったということで、精力的に農地を増やしておられます。何ら問題は無いと思います。
よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号16から17まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号16から17まで一括して説明します。
番号16、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,625 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「254.5 a」、価格「〇〇〇〇」。
番号17、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「55 m²」外1筆、計「3,672 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、価格「〇〇〇〇」。
「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、父「〇〇〇〇」の経営地約「200 a」を共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

9番 それでは番号16番から17番について説明致します。
まず番号16についてですが、売り手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。
まだまだ元気ですけど、ちょっと経営面積が広く手が回らないという

ことで、買い手「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇ですが、ちょうどモノラックも共同で隣接した園地となっており、是非とも「〇〇〇〇」君に譲りたいということで話がまとまっております。

次に番号 17 について説明します。売り手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。買い手「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。この 2 人は、伯父と甥っ子にあたりまして、父「〇〇〇〇」さんが 30 年以上に亘ってこの園地を耕作しておりました。この際「〇〇〇〇」君に買っていただきたいということでこういう形で売買をしたいということでお願いされております。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 18 から 25 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局

番号 18 から 25 まで一括して説明します。

番号 18、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「2,901 m²」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「2.2 a」、価格「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「2.2 a」となっていますが、妻の母「〇〇〇〇」の経営地約「206 a」を耕作しているため、下限面積に問題はありません。

番号 19、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,611 m²」外 1 筆、計「1,920 m²」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「273.7 a」、こちらの園地につきましては「無償譲渡」という形になっております。

番号 20、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,354 m²」外 2 筆、計「2,219 m²」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「181.5 a」、価格「〇〇〇〇円」。

番号 21、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「456 m²」外 1 筆、計「1,037 m²」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「238.2 a」、価格「〇〇〇〇円」。

番号 22、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「141 m²」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「276.2 a」、価格「〇〇〇〇円」。

番号 23、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「478 m²」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「276.2 a」、価格「〇〇〇〇円」。

番号 24、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「2,440 m²」外 2 筆、計「3,263 m²」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「71.5 a」、価格「〇〇〇〇」。

番号 25、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「183 m²」外 1 筆、計「276 m²」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「83.5 a」、価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

推進委員

10 番

それでは順を追って説明致します。

番号 18、売り手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。買い手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんですけど、今回家の事情がありまして、どうしても耕作することができないということで、売り手を探していたところ、山が隣ということで「〇〇〇〇」さんが買うということになっております。「〇〇〇〇」さんは、息子さんも帰ってこられてまじめに取り組んでおられ、〇〇〇〇もされておられる方です。

番号 19、同じく「〇〇〇〇」さん。買い手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですけど、今娘さんの方が帰ってきておられまして、一緒に山をやっておられます。この方も園地が隣ということで買うことになっております。

番号 20、同じく「〇〇〇〇」さん。買い手「〇〇〇〇」さん、〇〇

〇〇。「〇〇〇〇」さんは園地が隣で、この方も3、4年前から息子さんが帰られて、一生懸命まじめに取り組んでおられる方です。

番号21、売り手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。買い手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんは家の事情がありまして、山をやるのが難しくなったということです。「〇〇〇〇」さんは園地が隣にありまして、この方も2、3年前に息子さんが帰られて、まじめに取り組んでおられる方で、話がまとまったということです。

番号22、同じく「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。買い手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんも園地が隣にありまして、それならうちが買いましょうということで話がまとまっています。「〇〇〇〇」さんも息子さんが2、3年前に帰ってこられまして、親子でがんばっておられます。

番号23、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。同じく「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんですけど、高齢ということもありまして、これから園地を減らしていく方向とのことで、「〇〇〇〇」さんに話がありまして、この園地もちょうど隣接はしていませんけど、近くに山があるということで、「〇〇〇〇」さんも快くそれなら作りたいということで、話がまとまったようです。

番号24、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。この件は以前から借りて耕作はしておられたのですが、今回「〇〇〇〇」さんもお高齢ということで売買が成立致しまして、このような形となっております。2人は親戚関係とのことで話がまとまっているようです。

番号25、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんもお高齢でなかなか耕作ができないということで、話が「〇〇〇〇」さんのところに行きまして、この方も園地が隣同士ということで、話がまとまったようです。「〇〇〇〇」さんは現在〇〇〇〇で、まだ耕作はしていませんけど、定年が近いということで今回山を買ってやろうという予定だそうです。

以上です。よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、番号 26 から 27 まで一括して事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号 26 から 27 まで一括して説明します。
番号 26、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「648 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「186.4 a」、こちらの園地につきましても「無償譲渡」という形になっております。
番号 27、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「62 m²」外 1 筆、計「713 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「69.9 a」、価格「〇〇〇〇」。
「〇〇〇〇」の経営面積は「69 a」となっておりますが、今回購入する園地を合わせると約「77 a」となるため、下限面積に問題はありません。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 12 番 番号 21 の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんはケガで山ができない状態です。それで、隣接地の「〇〇〇〇」さんは以前からこの園地を耕作していたのですが、この度、無償で譲渡したいということで話がまとまりました。
番号 22、「〇〇〇〇」さん、住所は〇〇〇〇ですが、元々〇〇〇〇の出身の方です。それで、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇。まだまだ若くて元気です。この園地は「〇〇〇〇」さんが小作に出していましたが、貸していた方が病気で耕作できなくなったので、作ってもらう人を探していたのですが、「〇〇〇〇」さんが園地を買い入れて耕作したいということです。
よろしく申し上げます。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 28、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 28、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「718 m²」外 1 筆、計「1,396 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「319.2 a」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。この土地ですが、元々お父さんの名義で賃貸借だったのですが、今回売買の話となりました。
問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程致します。
番号 64 から 71 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 17 号について説明します。

番号 64 から 71 まで一括して説明します。

番号 64、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「409 m²」外 8 筆、計「4,697 m²」、新規の使用貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「10 年 10 ヶ月」。

番号 65、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,184 m²」外 1 筆、計「2,459 m²」、新規の使用貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「5 年 10 ヶ月」。

番号 66、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,327 m²」、新規の使用貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「10 年 10 ヶ月」。

番号 64 から 66 までの借受人「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、今回借り受ける園地のすべてを合わせると約「84 a」あることから、下限面積に問題はありません。

番号 67、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「742 m²」外 1 筆、計「2,300 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「128.5 a」、期間「9 年 11 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 68、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,556 m²」、新規の使用貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「101.7 a」、期間「9 年 11 ヶ月」。

番号 69、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「835 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「132.8 a」、期間「9 年 11 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 70、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「655 m²」外 1 筆、計「846 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「287.5 a」、期間「9 年 11 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 71、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,000 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「37.5 a」、期間「4 年 11 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「37.5a」となっていますが、母「〇〇〇〇」の経営地約「109a」を共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

7番 それでは番号64から説明していきます。

「〇〇〇〇」さん、ご高齢でちょっとしんどいということで、今度〇〇〇〇して、〇〇〇〇農業を始める「〇〇〇〇」さんが借り受けるようになりました。〇〇〇〇も「〇〇〇〇」さんのところの園地で研修を行っていて、こういう話になりました。

65番、「〇〇〇〇」さんなのですが、お勤めしていてちょっと農業の方しんどいということで、「〇〇〇〇」さんにあたってもらようようになりました。

66番、「〇〇〇〇」さん、こちらもお母さんが、お母さんというか「〇〇〇〇」さんの奥さんが娘さんと一緒に耕作していて、ちょっと面積を減らしたいということで「〇〇〇〇」さんに耕作してもらうように話がまとまっております。

67番、「〇〇〇〇」さんですが、娘さんと2人で耕作しているような状況なので、共同のラックを使っている「〇〇〇〇」さんに耕作してもらうように話がまとまりました。

68番、「〇〇〇〇」さんですが、ちょっとしんどいということで、面積を減らしたいということで、買い手の「〇〇〇〇」さんが面積を増やしたいということで話がまとまりました。

69番、「〇〇〇〇」さん、ご高齢で耕作ができない状態なので、隣接する「〇〇〇〇」さんに耕作してもらうように話がまとまりました。

70番、これも隣接する「〇〇〇〇」さんに耕作してもらうように話がまとまりました。

71番、こちらも隣接する「〇〇〇〇」さんに耕作してもらうように話がまとまりました。

皆さん、一生懸命やられているので問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

(○○○○委員 退席)

議長 続きまして、番号 72 から 79 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 72 から 79 まで一括して説明します。

番号 72、「○○○○」、「樹園地」、「1,242 m²」外 1 筆、計「1,355 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「○○○○」。

設定を受ける者「○○○○」、経営面積「370.5 a」、期間「9 年 11 ヶ月」、賃借料「○○○○」。

番号 73、「○○○○」、「樹園地」、「1,266 m²」外 1 筆、計「1,881 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「○○○○」。

設定を受ける者「○○○○」、経営面積「0 a」、期間「9 年 10 ヶ月」、賃借料「○○○○」。

番号 74、「○○○○」、「樹園地」、「1,095 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「○○○○」。

設定を受ける者「○○○○」、経営面積「0 a」、期間「9 年 10 ヶ月」、賃借料「○○○○」。

番号 75、「○○○○」、「樹園地」、「747 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「○○○○」。

設定を受ける者「○○○○」、経営面積「0 a」、期間「2 年 10 ヶ月」、賃借料「○○○○」。

番号 76、「○○○○」、「樹園地」、「2,047 m²」、新規の使用貸借です。

設定する者「○○○○」。

設定を受ける者「○○○○」、経営面積「0 a」、期間「9 年 10 ヶ月」。

番号 77、「○○○○」、「樹園地」、「1,456 m²」外 1 筆、計「1,711 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「4 年 10 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 73 から 77 までの借受人「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、今回借り受ける園地のすべてを合わせると約「74 a」あることから、下限面積に問題はありません。

番号 78、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「255 m²」外 6 筆、計「5,343 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「9 年 11 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、今回借り受ける園地が約「53 a」あることから、下限面積に問題はありません。

番号 79、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「831 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「26.8 a」、期間「14 年 11 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「26.8 a」となっていますが、父「〇〇〇〇」の経営地約「68 a」を共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 それでは説明します。

番号 72、譲渡人「〇〇〇〇」、譲受人「〇〇〇〇」。「〇〇〇〇」さんは「〇〇〇〇」さんの叔母にあたります。叔母さんは旦那さんと一緒に経営されているのですが、旦那さんは〇〇〇〇と高齢で、今回隣接地を経営している「〇〇〇〇」さんにこの園地をまかせたいということで 10 年間契約を結びたいということです。

番号 73 から 77 まで、譲受人の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇に來られて〇〇〇〇研修をした新規の就農者になります。〇〇〇〇から來られた方で、年齢は〇〇〇〇、大変意欲的にがんばるということで、今回番号 73 の「〇〇〇〇」さん、この方〇〇〇〇で経営面積をちょっと縮小したいということで話がまとまり、「〇〇〇〇」さんにとということになりました。

番号 74、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですが、今回体調が悪くなり

経営面積を縮小したいということで、これも「〇〇〇〇」さんと話がまとまりました。

番号 75、「〇〇〇〇」さん、この方〇〇〇〇。息子さんもおられて〇〇〇〇で、大変熱心にやられているのですが、「〇〇〇〇」君が農業をするのであれば、少しだけ貸してもいいという話となり今回の話となりました。

番号 76、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。この方も高齢で山をどんどん縮小したいという希望をださされていて、「〇〇〇〇」君だったら無償でかまわないということで使用貸借ということで今回の話となりました。

番号 77、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。この方も山を縮小したいということで、今回「〇〇〇〇」君だったら作ってもらってもいいということでこの話がまとまりました。

番号 78、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。この方は「〇〇〇〇」さんの園地で一緒に仕事をされています。今回「53 a」を「〇〇〇〇」さんに作ってもらって、いずれはすべてを「〇〇〇〇」さんに経営移譲したいという考えでこの「53 a」の経営を任されたということです。

番号 79、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんは現在地元にはおられません。〇〇〇〇にお勤めで農地は管理できていない状態です。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、この方はお父さんと一緒に農業をされて大変意欲的ががんばっておられます。この「〇〇〇〇」さんの園地を是非作りたいということで、今回の話となりました。

以上です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

(○○○○委員 着席)

議 長 続きますして、番号 80 から 86 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局

それでは、番号 80 から 86 まで一括して説明します。

番号 80、「○○○○」、「樹園地」、「345 m²」外 1 筆、計「1,215 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「○○○○」。

設定を受ける者「○○○○」、経営面積「26.8 a」、期間「9 年 11 カ月」、賃借料「○○○○」。

経営面積については、番号 79 で説明させていただいているので省略します。

番号 81、「○○○○」、「樹園地」、「1,649 m²」、新規の使用貸借です。

設定する者「○○○○」。

設定を受ける者「○○○○」、経営面積「285.2 a」、期間「9 年 11 カ月」。

番号 82、「○○○○」、「樹園地」、「299 m²」外 4 筆、計「4,115 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「○○○○」。

設定を受ける者「○○○○」、経営面積「235.8 a」、期間「4 年 11 カ月」、賃借料「○○○○」。

番号 83、「○○○○」、「樹園地」、「1,156 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「○○○○」。

設定を受ける者「○○○○」、経営面積「162.9 a」、期間「9 年 11 カ月」、賃借料「○○○○」。

番号 84、「○○○○」、「樹園地」、「1,346 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「○○○○」。

設定を受ける者「○○○○」、経営面積「107 a」、期間「4 年 11 カ月」、賃借料「○○○○」。

番号 85、「○○○○」、「樹園地」、「1,536 m²」外 1 筆、計「3,546 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「○○○○」。

設定を受ける者「○○○○」、経営面積「695.8 a」、期間「9 年 11 カ月」、賃借料「○○○○」。

番号 86、「○○○○」、「樹園地」、「140 m²」、新規の使用貸借です。

設定する者「○○○○」。

設定を受ける者「○○○○」、経営面積「695.8 a」、期間「9 年 11

カ月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 それでは番号 80 から 86 まで説明させていただきます。

番号 80、貸し手「〇〇〇〇」君、先ほども言いましたように経営面積が広くて、手が回らないということで、「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇、意欲満々の若手であります。是非とも園地を増やしたいということで、こういう形となっております。

番号 81、貸し手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。借り手「〇〇〇〇」君。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で会社勤めでありまして、「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇とは親戚でありまして、他の園地も「〇〇〇〇」君が作っているという形で、ここもお願いしたいということで話がまとまっております。

番号 82、貸し手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。借り手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇でちょっと今病気で療養中ということで、「〇〇〇〇」さんが 2 年前から、本当は 4 園地を作っているのですが、新たに 4 年 11 ヶ月という貸借期間を設けまして、新たに借りてやりたいということで話がついております。

番号 83、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。〇〇〇〇の方ですが、〇〇〇〇に園地がありまして、借り手「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇ですけど、ちょうど隣接した上下の園地となりまして、是非とも私に作らせてくださいということで「〇〇〇〇」さんも快く願いますということでこういう話となっております。

番号 84、貸し手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。この方は〇〇〇〇在住で、もうこちらで農業をすることはないということで、売買をしたり、貸借を行っております。借り手の「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇ですが、倉庫も昨年建設し、意欲もありまして、現在隣接した園地となりまして、モノラックも共同ということで、こういう形となっております。

番号 85、86 につきましては、貸し手「〇〇〇〇」さん、借り手「〇〇〇〇」ということで、番号 85 の園地はほぼ「〇〇〇〇」さんが作らないと廃園に近い状態になるのではないかと園地を「〇〇〇〇」さんが私に耕作させてくださいということでまとまりました。また番号 86 の園地ですが、140 m²とわずかですが、人家の近くにありまして、ここを野菜畑にしたいと言って、現在も荒れておりましたが、

ちょっと手を入れて野菜畑にしたいということで使用貸借という形になっております。

以上です。よろしく申し上げます

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 87 から 91 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 87 から 91 まで一括して説明します。
番号 87、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「2,892 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「215.6 a」、期間「2 年 11 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 88、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,621 m²」外 7 筆、計「10,538 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「160.4 a」、期間「4 年 11 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 89、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「909 m²」外 3 筆、計「5,467 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「7.9 a」、期間「19 年 11 ヶ月」。
「〇〇〇〇」の経営面積は「7.9 a」となっていますが、今回借り受ける園地を合わせると、約「62 a」となるため、下限面積に問題はありません。
番号 90、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「457 m²」外 5 筆、計「7,766 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「4 年 11 ヲ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、今回借り受ける園地が約「77 a」あるため、下限面積に問題はありません。

番号 91、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「60 m²」外 3 筆、計「2,632 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「238.9 a」、期間「19 年 11 ヲ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

推進委員
10 番

それでは番号 87 から説明したいと思います。

「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんは学校の先生をされておまして、みかん作りはやっておられなかったのですが、「〇〇〇〇」さんが今回園地をあたるということで、以前あたっておられた方が健康上作れないということで、家が近所の「〇〇〇〇」さんにあたってもらえないかという話であたってもらうことになりました。

番号 88、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇くらい。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんはちょっと健康面でなかなか山ができないという方なのですが、「〇〇〇〇」さん、親戚になるのですが、〇〇〇〇で親もばりばりで経営をがんばっている方です。

番号 89、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇くらいだと思います。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんが現在あたっておられたのですが、「〇〇〇〇」さんの意向で、長期の賃貸をしたいということで、「〇〇〇〇」さんもそれがかまいませんということで、今回長期の賃貸ということになりました。

番号 90、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇くらい。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんですが、後継者がおられない状態で、できれば少しずつ面積を減らしたいとのこと。借り手の「〇〇〇〇」さんですが、この方は研修生として 2 年間〇〇〇〇で研修されていたのですが、今回研修期間にも「〇〇〇〇」さんのところに研修に行ったりしながら徐々にそういう話になっていったみたいで、「〇〇〇〇

○」さんの園地をあたってもいいということになりました。

番号 91、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんですけど、年齢的に徐々に園地を減らしていきたいという意向で、今回親戚になります「〇〇〇〇」さんに頼みましたところ、やりますということで、「〇〇〇〇」さんは親子でまじめに耕作されている方で問題ないと思われまます。

以上です。よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 92、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 92、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,920 m²」、新規の賃貸借です。設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「58.6 a」、期間「10 年 1 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

1 2 番 　　「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」さん、3 年前に病気になりまして、息子さんもおられるんですけど、こちらに帰ってこないということで、「〇〇〇〇」さんに耕作を頼んだら、「〇〇〇〇」さんの息子さんが〇〇〇〇を辞めて今年から農家をやるということで、園地を増やしているのこういう形になりました。

よろしくお願ひします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 93 から 95 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 93 から 95 まで一括して説明します。
番号 93、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「517 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「281.8 a」、期間「10 年」。
番号 94、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「422 m²」外 1 筆、計「956 m²」、
新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「43.6 a」、期間「10 年 1 カ月」。
「〇〇〇〇」の経営面積は「43.6 a」となっていますが、今回借り受ける園地を合わせると約「53 a」となるため、下限面積に問題はありません。
番号 95、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,452 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「380.6 a」、期間「7 年 11 カ月」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

14 番 それでは番号 83 から説明します。
貸し手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。借り手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。元々この土地なのですが、「〇〇〇〇」君のお父さんの名義で賃貸していたところ、期間終了で今回新たに息子さんの名前で新

規の契約となりました。

番号94、貸し手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。借り手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、お父さんと一緒に2年程就農していました。元々みかんが主で、晩柑が作りたいということで探していたところ、地元の〇〇〇〇でもある「〇〇〇〇」さんが、うちの土地を使ってくださいということで、契約となりました。

番号95、貸し手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。借り手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんのお父さんが去年の〇〇〇〇に亡くなられて、この土地ですが、「〇〇〇〇」さんが1筆の半分を元々契約で作っていたのですが、全部作ってくださいということで今回の契約となっております。

よろしくお願いします。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することと致します。

議長 　　続きまして、番号96から97まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 　　それでは、番号96から97まで一括して説明します。
番号96、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「661㎡」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「260.6a」、期間「5年1ヵ月」。
番号97、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,007㎡」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「260.6a」、期間「5年1ヵ月」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

16番 それでは番号96、97を一括して説明します。
番号96、利用権を設定する者「〇〇〇〇」。番号97は「〇〇〇〇」さんになっていますが、この畑は「〇〇〇〇」さんが借りて作っておられます。この度、「〇〇〇〇」さんが後継者がいないので、もう辞めようと思っていたら、隣の「〇〇〇〇」さんが後継者もいるので作るということで話がまとまりました。
よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号98、事務局の説明を求めます。

事務局 番号98、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,130㎡」外5筆、計「7,957㎡」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「268.9a」、期間「5年」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇、〇〇〇〇から来て作っておられます。〇〇〇〇を見に行きましたら、きよみがまだ収穫されておりましたが、奇麗に作られておられました。そして2行目からは全部温州みかんでしたが、基盤整備がされており大変、優秀園でした。問題ないと思います。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 99 から 104 まで、再設定の案件となっています。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 99 以降は再設定の案件となっています。
番号 99、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「252 m²」、再設定の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「285.3 a」、期間「10 年」、
賃借料「〇〇〇〇」。
以降の説明は省略します。
以上です。

議長 再設定のため地元委員の説明を省略します。

議長 番号 99 から 104 まで、承認することにご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議 長 続きます。報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは報告第 2 号について説明します。

番号 3、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「2,440 m²」外 2 筆、計「3,263 m²」。

賃貸人「〇〇〇〇」。

賃借人「〇〇〇〇」。

解約の理由「売買契約を締結するため」であります。

以降の案件については説明を省略します。

以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 追加議案がありますので、議案第 18 号「別段の面積の変更について」を上程致します。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 18 号について説明します。

議案書にあるとおり、来年度の別段の面積について、1. 特定の区域に限定した設定として、川之石地域を 30 a から 40 a に変更するとともに、磯津地域の設定を廃止し、下限面積の 50 a を適用するほか、2. 空き家に付属した農地に限定した設定として、農業委員会が指定した農地に限り引き続き 1 a とすることを提案するものです。

参考資料の 1 ページをご覧ください。

現在、公表している別段の面積について掲載しています。

農地法第 3 条の許可要件である下限面積 50 a については、その面積の設定が地域の実情に合わない場合には、農地法とその施行規則に基づき、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができることとなっています。

当市におきましては、現在、川之石地域で 30 a、磯津地域で 40 a の別段の面積を設定しています。

また、空き家に付属した農地につきましては、空き家対策及び移住・定住促進対策として、八幡浜市空き家バンクに登録された、空き家に付属した農地の有効利用と遊休農地の解消を図るため、農業委員会が指定した農地に限り、別段の面積 1 a と設定しております。

2 ページをご覧ください。

農地法施行規則第17条第1項の基準においては、設定しようとする面積未満における農家数が全農家数のおおむね40%を超える必要があります。

別段の面積を設定するにあたって、農家数は「2015年農林業センサス」の確定値を使用していましたが、直近の統計結果となる「2020年農林業センサス」の確定値を使用したところ、現行の別段の面積では基準を満たさなくなったことから、川之石地域及び磯津地域の別段の面積の設定を変更するものです。

空き家に付属した農地に限定した設定につきましては、変更はございません。

なお、この件につきましては、先程、農地部会にて審議しております。以上です。

議長 農地部会を開催しておりますので、農地副部長より報告をお願いします。

1番 それでは失礼します。

先ほど事務局から説明があったとおり、別段面積を増やすということで、慎重審議した結果、サラリーマンを辞めた方とかいろいろな面積に関しては、八幡浜市の内規があるとのことで、いろいろな形に対応できるということで、文章を1つ増やして対応したいかなということで、農地部会ではその話に至りましたので、一応今回はこの形で上程させていただきますのでよろしくをお願いします。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第19号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程致します。

番号105から111まで、再設定の案件となっております。事務局の説

明を求めます。

事務局

それでは議案第 19 号について説明します。

番号 105 から 111、すべて再設定の案件となっています。

番号 105、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「539 m²」、外 1 筆、計「2, 217 m²」、再設定の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「166.7 a」、期間「5 年」、賃借料「〇〇〇〇」。

以降の説明は省略します。

以上です。

議長

再設定のため地元委員の説明を省略します。

議長

番号 105 から 111 まで、承認することに、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

議長

それでは承認することと致します。

議長

続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長

それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会

15時00分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年3月4日

会 長 大 本 定 一

議事録署名人 西 川 久 美

議事録署名人 堀 川 貴 正